

(案)

# 岩倉市一般廃棄物処理計画 令和 8 年度実施計画

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年岩倉市条例第 19 号）第 7 条の規定に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものです。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 一般廃棄物（ごみと資源）の処理

(1) 一般廃棄物（ごみと資源）処理量の状況

ア 一般廃棄物（ごみと資源）の目標値

① 収集ごみの減量目標

令和 8 年度家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量 368g/人・日

② 資源化目標

令和 8 年度資源化率 22.08%

〔資源化率(%) = (資源 + 集団回収) / (ごみ + 資源 + 集団回収)〕

イ 令和 8 年度の一般廃棄物（ごみと資源）処理量（計画）

（単位：トン）

区 分	ごみ (A)	資源 (B)	収 集 運 搬 計 量 (A+B=C)	集団回収 (D)	直接搬入量 (E)	処理量計 (C+D+E)
令和 8 年度計画量	6,497	1,692	8,189	411	1,144	9,744
令和 7 年度計画量	7,345	1,840	9,185	415	1,134	10,734
令和 7 年度実績 (見込み)	6,751	1,598	8,349	282	977	9,608

ウ 令和 8 年度の資源化量（計画）

（単位：トン）

区 分	分別収集・古紙と古着の日・日曜資源回収・e-ライフプラザ	プラスチック資源	集団回収 (D)	計 (B+D)
令和 8 年度計画量	897	795	411	2,103
令和 7 年度計画量	897	943	415	2,255
令和 7 年度実績 (見込み)	793	805	282	1,880

エ 令和8年度のごみと資源の収集運搬量（計画）

（単位：トン）

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	分別資源	プラスチック資源	計 (C)
令和8年度計画量	6,012	426	59	0	897	795	8,189
令和7年度計画量	6,947	327	71	0	897	943	9,185
令和7年度実績 (見込み)	6,223	465	63	0	793	805	8,349

オ 令和8年度の小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入量（計画）

（単位：トン）

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	計 (E)
令和8年度計画量	916	27	197	4	1,144
令和7年度計画量	907	27	196	4	1,134
令和7年度実績 (見込み)	738	6	228	5	977

(2) 令和8年度の一般廃棄物処理に関する事業計画

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画<基本計画>及び<推進計画（令和6年度～令和10年度）>に掲げられた事業計画のうち、令和8年度において重点的に取り組む施策は次のとおりです。

ア 施策内容

方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供 環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開	●情報の提供、啓発・PRの実施 ●施設見学等の実施 ●授業、講座、イベント、講演等 ●市民主体の組織づくり ●意見・情報の募集
自己処理責任の啓発・指導	●市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発 ●排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導 ●企業との懇談会の実施
事業者への指導・支援	●「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布 ●事業者による再利用等の促進 ●民間事業者による資源回収量の把握 ●食品廃棄物の資源化の支援
ごみ処理費用負担の適正化	●ごみ処理費用負担の適正化 ●粗大ごみの有料戸別収集 ●デポジット制度の導入の要望

方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
分別収集・集団回収等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別収集の推進</li> <li>●分別ルール of 周知・徹底</li> <li>●日曜資源回収・e-ライフプラザの実施</li> <li>●安定した資源物の回収ルート of 確保</li> <li>●資源物持ち去りの禁止</li> <li>●資源集団回収 of 推進</li> <li>●小型家電 of リサイクル of 推進</li> <li>●家電4品目とパソコン of 処理方法 of 周知</li> </ul>
生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設用生ごみ処理機やコンポスト等の普及</li> <li>●剪定枝 of 資源化</li> <li>●生ごみ of 資源化推進事業 of 実施</li> <li>●食品ロス削減 of 推進</li> <li>●ダンボールコンポストによる堆肥化事業</li> </ul>
事業者 of リサイクル・減量化推進のための指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減量計画書提出時 of 指導</li> <li>●事業用大規模建築物 of 所有者以外 of 事業者への指導</li> <li>●小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導</li> </ul>
適正包装 of 普及・推進、古紙類資源化 of 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レジ袋有料化等適正包装 of 普及・推進</li> <li>●古紙類資源化 of 推進</li> <li>●再生品や環境配慮型 of 製品の使用促進</li> </ul>
公共施設におけるリサイクル・減量化 of 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設から発生するごみ of 減量化・資源化の一層 of 推進</li> <li>●公共施設 of 再生品使用 of 推進</li> </ul>

方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業	
収集運搬	集積場所 of 適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集積場所 of 適正な管理</li> <li>●車両 of 低公害車化</li> <li>●ごみ減量化・資源化 of 拠点としての清掃事務所の管理運営</li> <li>●効率的な収集・運搬のためのシステム of 整備(家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集)</li> <li>●排出が困難な高齢者等への対応 of 検討</li> </ul>
	収集運搬システム of 整備	
中間処理	ごみ処理 of 安定化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	環境へ配慮した適正処理 of 実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	ごみ処理費用負担 of 適正化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	ごみ処理施設 of 適切な運営管理	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	分別品目 of 見直し 資源化に伴うコスト of 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別品目 of 見直し</li> <li>●資源化に伴うコスト of 検討</li> </ul>
最終処分	埋立量の削減	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	環境へ配慮した最終処分 of 実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
良好な生活環境の保持	●良好な生活環境の保持
岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進	●アダプトプログラム事業 ●アダプトプログラムの日の推進
クリーンチェックいわくらの推進	●クリーンチェックいわくら

イ その他の適正処理計画

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
特別管理一般廃棄物への対応	●ばいじん ●感染性一般廃棄物 ●PCBを含むもの
その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	●適正処理困難物の指定 ●排出禁止物
在宅医療廃棄物への対応	●在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底 ●医療機関との協議
災害時に発生するごみの適正処理への対応	●災害廃棄物の処理体制の整備
不法投棄防止対策	●不法投棄の未然防止 ●空き地の適正な管理についての指導 ●クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収

(3) ごみと資源の収集・運搬計画

ア 区域 岩倉市全域

イ 種類並びに収集及び処分の方法

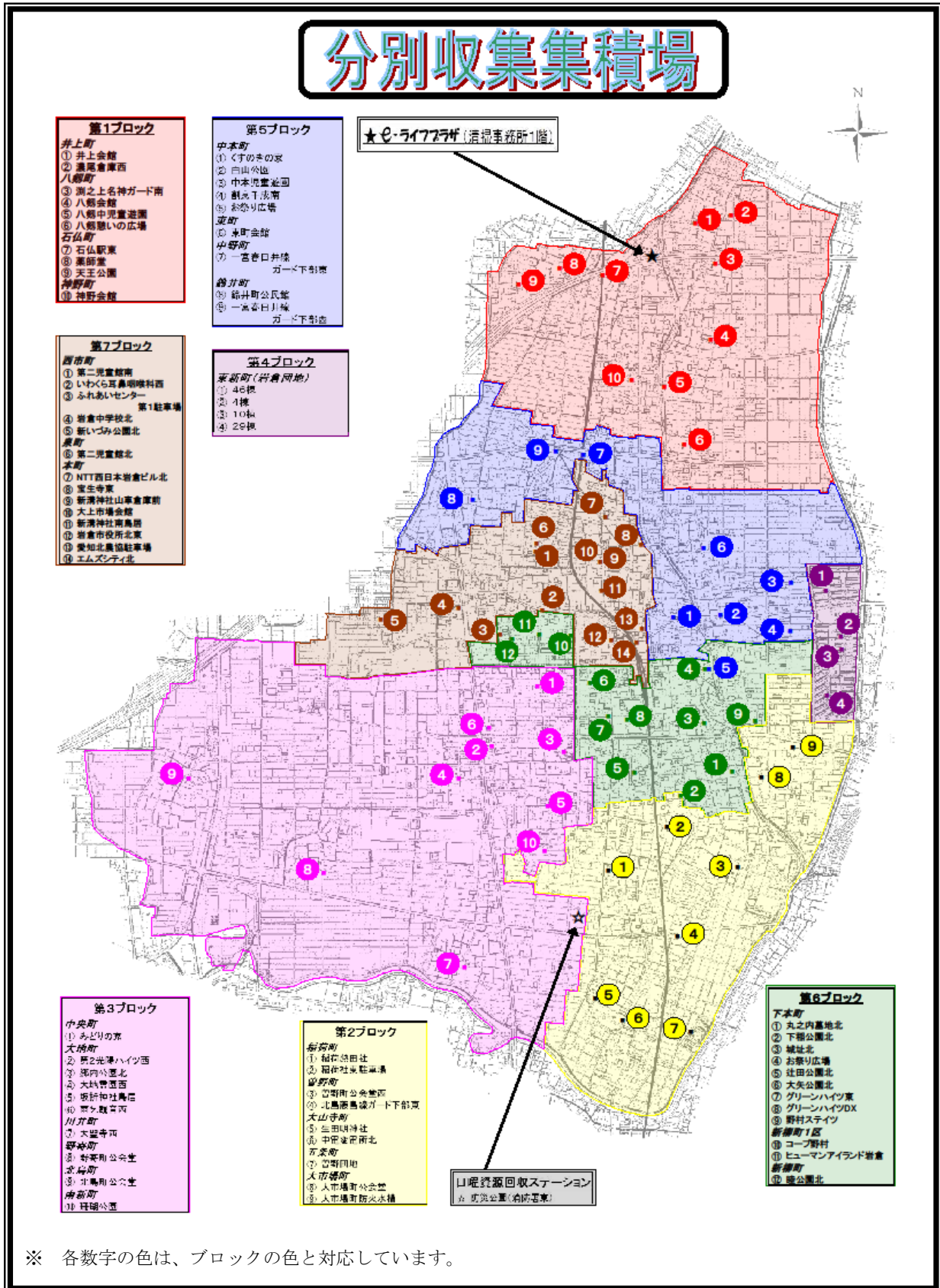
種類	収集方法	処分方法	
一般家庭から排出されるもの	○燃やすしかないごみ (生ごみ、木・紙くず等)	南北2地区、各地区週2回、月・木又は火・金曜日に市と委託業者がコース収集	小牧岩倉エコセンターのごみ熔融施設にて熔融処理した後、発生したスラグ・メタルは資源化、集じん灰は外部委託により資源化又は埋立処分
	○破碎ごみ (ゴム類、革類、プラスチック資源以外のプラスチック製品等)	市内全域、月2回水曜日に委託業者がコース収集(南部地域第1・第3水曜日、北部地域第2・第4水曜日)	小牧岩倉エコセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ熔融施設で熔融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
	○プラスチック資源 (プラスチックのみでできている製品、プラスチック製容器包装(ボトル・トレイ・キャップ・カップ・パック類及びポリ袋等))	市内全域、週1回、水曜日に市と委託業者がコース収集	再商品化計画に基づき、中間処理・保管後、再商品化事業者にて資源化

一般家庭から排出されるもの	○粗大ごみ (家具・寝具・建具類、電気・石油・ガス機械器具類等で、適正処理困難物と家電リサイクル法の該当品目等を除く)	電話申し込みまたは電子申請により受け付ける有料戸別収集。概ね2週間に1回程度、粗大ごみ(金属)と粗大ごみ(一般)に分け、委託業者が戸別収集	粗大ごみ(金属)は再生業者に運び資源化。粗大ごみ(一般)は小牧岩倉エコセンターにて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ熔融施設で熔融処理。発生したスラグ・メタルは資源化	
	資源ごみ	○びん類 (3分類〔白・茶・その他〕と生きびん)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	びん類(白・茶・生きびん)は分別された状態で再生業者に搬送し資源化 その他色びんは中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者で資源化
		○缶類 (アルミ缶、スチール缶) ○金属・小型家電 (鉄、アルミ製品等金属製品・各種リサイクル法に該当しない家電製品) ○ペットボトル ○スプレー缶類	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	アルミ缶は清掃事務所に運び選別プレス後再生業者が引き取り資源化 スチール缶及び金属・小型家電は分別された状態で再生業者に運び資源化 ペットボトルは、中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者で資源化 スプレー缶類は、委託業者にて穴あけ処理された後資源化、廃液は焼却処理
		○古紙・古着類 (新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、古着、毛布及びシーツ、タオル等)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	再生業者にて資源化
		○廃食用油 ○羽毛ふとん	e-ライフプラザ(廃食用油は市役所でも回収) 清掃事務所に一時保管し、委託業者が回収	再生業者にて資源化
		○危険ごみ(陶磁器・板ガラス・ガラス食器等割れ物、かみそり・針など鋭利なもの)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ各集積場から市が収集	小牧岩倉エコセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ熔融施設で熔融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
	○小型ごみ (粗大ごみに該当しない不燃物)	蛍光管は清掃事務所で破碎し、ドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化		
	○有害ごみ (蛍光管等の水銀含有物)			ドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化
	○リチウム電池を含む乾電池類 (乾電池、コイン・ボタン電池、小型充電式電池、充電式電池が内蔵された片手大の小型家電等)			

事業所から排出されるもの	○事業系一般廃棄物	事業所で分別し、許可業者又は、事業所自らが小牧岩倉エコセンターに搬入	小牧岩倉エコセンターのごみ熔融施設にて熔融処理。発生したスラグは資源化
	○資源類	事業所で分別し、収集運搬業者又は、事業所自らが搬入	品目ごとに再生業者にて資源化

ウ 分別収集集積場

分別収集集積場は、下図の70か所に指定します。ただし、地区等からの要請があり場所の新設及び改廃することは妨げません。



エ 適正処理困難物・排出禁止物

農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、消火器、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、ソーラーパネル、テレビ等の特定家庭用機器、パーソナルコンピュータ、オートバイ・農業用機械器具・ピアノ等の重量物、タイヤ・金庫・がれき等の処理困難物及び特別管理一般廃棄物は、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取ってもらい適正に処理するものです。

(4) ごみ処理施設及び最終処分場概要

ア 処理主体 小牧岩倉衛生組合

イ 施設概要

施設名	小牧岩倉エコルセンター	
所在地	小牧市大字野口 2881 番地 9	
着工	平成 23 年 9 月 1 日	
竣工	平成 27 年 3 月 22 日	
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破碎施設
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	破碎選別方式 (鉄、アルミ回収)
処理能力	197 t / 日 (98.5t/日×2 炉)	27t/5 H
余熱利用	蒸気タービン発電 (最大出力 4,270 kW) 公共施設に熱源供給	

ウ 最終処分場

施設名	環境センター処分場
所在地	小牧市大字林 1821 番地 3
事業区域面積	162,734.05 m <sup>2</sup>
埋立開始	平成 10 年 4 月 30 日
埋立容量	293,900 m <sup>3</sup>
埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理設備	処理水量 100 m <sup>3</sup> /日

#### 4 生活排水の処理

##### (1) 生活排水の処理目標

年 度	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度
生活排水処理率	82.4%	83.6%	84.8%

〔生活排水処理率(%) = (下水道・合併処理浄化槽を使用している人口) / (区域内人口)〕

##### (2) 公共下水道の整備計画

公共下水道で処理する区域は、五条川左岸処理区及び五条川右岸処理区で構成されており、そのうち左岸については、平成12年度に整備を完了しております。一方、右岸については、平成6年度に事業着手し、現在も事業を推進しています。

##### 令和8年度公共下水道整備状況の見通し

区 分	整 備 面 積			整 備 人 口		
	左岸	右岸	計	左岸	右岸	計
令和8年度	157.1 ha	326.9 ha	484.0 ha	12,296 人	23,871 人	36,167 人

※令和8年度の整備計画地域は、石仏町、大地町、下本町、中本町（10.5ha）を予定。

##### (3) 合併処理浄化槽の促進計画

平成元年度から公共下水道の事業計画区域外における合併処理浄化槽設置整備費に対する補助事業を行っており、将来下水道の整備が見込めない地域における、既設の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

##### 令和8年度浄化槽の見込み

年 度	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度
合併処理浄化槽	1,952基	1,965基	1,984基
単独処理浄化槽	2,158基	2,008基	1,861基

##### (4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 処理区域 岩倉市全域

イ 収集・運搬及び処分の方法

種 類	収 集 方 法	処 分 方 法
し尿及び浄化槽汚泥	岩倉市が委託及び許可した一般廃棄物処理業者が、汲み取り便槽又は浄化槽の管理者の依頼に基づき収集	愛北広域事務組合愛北クリーンセンターにおいて処理

ウ し尿及び浄化槽汚泥の処理計画量

令和8年度 処理計画量	し尿	浄化槽汚泥		合計
		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	
	300kl	4,358kl	4,877kl	9,535kl

エ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

処 理 主 体	愛北広域事務組合
施 設 名	愛北クリーンセンター
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地
着 工	平成2年7月6日
竣 工	平成5年2月27日
処 理 方 法	高負荷脱窒素処理＋一次処理水下水投入方式
処 理 能 力	280 kl／日（し尿＋浄化槽汚泥）

(5) 普及啓発及び計画の推進

- 生活排水処理対策に関する市広報等への掲載等で定期的な啓発活動を行う。
  - ・浄化槽の正しい維持管理（保守点検、清掃、法定検査）に努める。
  - ・合併処理浄化槽への転換を促進するため、他自治体の事例等を参考に周知・啓発に努める。
  - ・市が参加している廃食用油から航空燃料（SAF）を作り、航空機が飛ぶ世界を実現するプロジェクト「FLY TO FLY PROJECT」に賛同し、廃食用油を資源として提供する。
  - ・節水、廃食用油の適正処理や e - ライフプラザ及び市役所環境政策課での回収の周知、洗剤の適正利用など家庭でできる発生源対策について普及啓発を行う。
- 不適切な維持管理を行う浄化槽管理者への指導など迅速な苦情対応に努める。
- 市民団体の協力のもと、小学生を対象とした水生生物調査（五条川）の実施
- 市民団体との協働による環境教育の実施